

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-374-2590 (9:00~18:00)

担当 生活相談員 嶋村 淳 小池 聡美 坂下 玲奈

介護支援専門員 中野 純子

## 2. 特別養護老人ホーム 和光園の概要

### (1) 名称・所在地等

事業所番号 1375000070

施設名称 和光園

所在地 東京都多摩市和田1532番地

### (2) 施設の設備等の概要

定員 130名

居室 個室 8室 20.79~25.03㎡

個室 4室 10.50㎡

2人室 3室 17.70~19.29㎡

4人室 28室 35.40~43.98㎡

浴室 介助浴室と機械浴室があります。

静養室 1室 茶室 1室

医務室 1室 売店 1室

食堂 2室 談話室(喫茶コーナー) 1室

機能訓練室 1室 多目的ホール 1室

### (3) 職員配置

		常勤(兼務)	非常勤	計
施設長		1名	—	1名
副施設長		1名	—	1名
医師		1名	2名	3名
生活相談員		3名	—	3名
介護支援専門員		3名	—	3名
機能訓練員		2名	—	2名
看護師・准看護師		5名	4名	9名
介護職員	介護福祉士	35名	6名	41名
	その他	4名	8名	12名
管理栄養士・栄養士		3名	—	3名

### 3. サービス内容

#### (1) 施設サービス計画の立案

- ・利用者の心身の状況及びその意向を踏まえ、ご家族を含めてカンファレンス（担当者会議）を経て作成し、これに従ってサービスを提供します。
- ・栄養ケア計画、個別機能訓練計画等を含め立案します
- ・定期的な見直し、または利用者の身体状況の変化等、必要に応じて変更致します。
- ・施設サービス計画書の作成および変更については、その内容を利用者、身元引受人、代理人にご説明いたします。

#### (2) 排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行いません。

#### (3) 居室

- ・基本的には、定員4名の居室になります。

#### (4) 食事

- ・朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
- ・原則として、各フロアにてお召し上がり頂きます。
- ・家庭的な食事を心掛け、化学調味料は使わずにだし汁をとって全てに使用しています。また、新鮮な食材を使い調理を、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、盛り付け配膳しています。
- ・療養食として、医師の食事箋に基づき、糖尿病食・潰瘍食・心高食を実施しています。ひとりひとりに適した食事形態を提供しています。主食は御飯・お粥・5分粥・ミキサー粥、副食は常食・刻み食・極刻み食・ミキサー食・ゼリー食の5形態を提供しています。また、流動食や経管栄養も医師の指導のもと行われています。

#### (5) 入浴

- ・利用される方の状態に合わせて入浴方法を選び、週2回の入浴を行います。ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。

〔入浴形態〕：一般浴槽・チェアインバス・仰臥式機械浴

#### (6) 生活介護

- ・ご利用者の生活の質の向上（クオリティー・オブ・ライフ）を目指して、チームケアをいたします。
- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・ふとん乾燥消毒は、年2回実施します。
- ・シーツ、枕カバー交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。

#### (7) 機能訓練・生活リハビリ

- ・機能訓練指導員によるご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ・手芸、折り紙など生活リハビリを取入れ、心理的機能の低下を防止するよう努めます。

#### (8) 生活相談

- ・ご利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うよう努めます。

## (9) 健康管理

- 定期健康診断（年1回）
- 血圧、検温などの健康チェック
- 医師、看護師による、利用者の健康状態に注意し、必要に応じた健康保持の為の適切な処置を行います。
- 医療の必要性の判断は、医師が行います。
- 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院、もしくは入院していただきます。この場合は、利用者又はご家族の責任のもとで対応していただきます。
- ご利用者またはご家族の了承のもと医療機関に引き継ぎます。
- 経管（胃ろう）は6名を限度として適切な管理を行います。

## (10) 理美容サービス

- 月2回理容サービスを実施しています。

## (11) 行政手続き代行

- 行政手続きが必要な場合は、代行いたします。  
（住所地変更に伴って行政機関等の一切の通知が施設に届きます。）

## (12) 日常費用支払い代行

- 介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払いを代行いたします。

## (13) 所持品管理

- 若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。刃物については、持込を禁止いたします。追加持ち込み品については、フロアー職員に必ずお知らせください。

## (14) 生きがい活動

- 施設での生活を実りあるものとするため、行事・クラブ活動・レクリエーションを企画します。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ② 行 事     | 母の日、夏（秋）祭り、クリスマス、観梅、観菊 |
| ②クラブ活動    | 茶道、華道、書道、折り紙、音楽療法等     |
| ③レクリエーション | 歌、ゲーム、散歩等              |

## (15) 重度化対応

- ご利用者の重度化に伴い、看護責任者を定めて、夜間における24時間連絡体制の確保、及び介護職員による医療行為等、医療・福祉の連携体制を整え、健康上の管理を行っています。
- 「看取りに関する指針」を策定し、「看取り介護」を行える体制が整っております。

## (16) 看取り介護

- 医師が回復の見込みがない(終末期)と診断した利用者に対して、ご利用者またはご家族同意のもと、本人及びご家族と共に、医師、看護師、介護職員等が共同して介護計画を作成して「看取り介護」が行えます。

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金

###### ①施設利用料金（1日あたりの目安料金）

	個室・多床室ともに			
	利用料	自己負担1割の方	自己負担2割の方	自己負担3割の方
要介護度1	8190円	819円	1647円	2457円
要介護度2	9015円	902円	1803円	2705円
要介護度3	9873円	988円	1975円	2962円
要介護度4	10698円	1070円	2140円	3210円
要介護度5	11502円	1151円	2301円	3451円

※上記料金には基本利用料の他に精神科医療養指導加算、個別機能訓練加算Ⅰ、日常生活継続支援加算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を含みます。

※自己負担分は介護保険負担割合証に応じて、利用料の1割・2割・3割となります。

※入所期間中に入院、外泊した場合の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となります。

###### ②その他加算料金

初期加算	約36円/日	ADL維持等可算Ⅱ	約7円/月
安全対策体制加算	約25円/入所時	個別機能訓練加算Ⅰ	約13円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	約107円/月	生活機能向上連携加算Ⅰ	約119円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	約131円/月	生活機能向上連携加算Ⅱ	約238円/月
経口維持加算Ⅰ	約476円/月	自立支援促進加算	約357円/回
経口維持加算Ⅱ	約119円/月	常勤医師配置加算	約30円/日
経口移行加算	約34円/日	配置医師緊急時 緊急対応加算	早朝・夜間 約774円/回
科学的介護推進加算Ⅱ	約59円/月		深夜 約1,547円/回
再入所時栄養連携加算	約238円/月	看取り介護 加算Ⅱ	死亡日31日～ 45日以下 約86円/日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	約4円/月		死亡日4日以上 30日以下 約172円/日
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	約15円/月		前日、前々日 約929円/日
排泄支援加算Ⅰ	約12円/月		死亡日当日 約1,881円/日
排泄支援加算Ⅱ	約18円/月	療養食加算	約70円/1食
排泄支援加算Ⅲ	約25円/月	栄養マネジメント強化加算	約130円/日
ADL維持等可算Ⅰ	約4円/月		

※その他加算については、実施、提供させて頂いた場合、また和光園での環境が整い次第、順次取得していく予定となっております。

###### ③食費と居住費（1日あたり自己負担分）

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,850円	1,360円	650円	390円	300円
居住費(多床室)	915円	430円	430円	430円	0円
居住費(個室)	1,231円	880円	880円	480円	380円

※ 介護保険負担限度額に該当される方は1段階から3段階それぞれの食費、居住費料金となります。

※居住費において個室料金をお支払いされている方については、入院時等居室を空けているときも、居住費はかかります。(入院時等荷物預り手数料はかかりません。)

(2) その他の料金

介護保険外サービス費用については別表1に定めた通りとする。

別表1. 介護保険外サービス費用(自費分)

項 目	内 容	料 金
理 美 容 代	理美容に関する費用	実 費
日 用 品 費	利用者の希望によって施設が提供する日用品費	実 費
行 事 食	バイキング等の通常のお食事以外の特別食	通常のお食事代に 100円上乘せ
ク ラ ブ 材 料 費	生花・茶道・書道・手芸・折紙等の材料費、お菓子代等	実費相当
インフルエンザ予防接種	利用者(家族)の希望によるインフルエンザ予防接種に関する費用	実 費
外出付添サービス	利用者の希望によって施設が提供する外出時等付添サービスに係る費用 ※勤務状況により対応できない場合もあり	30分 (1,000円～)
私物の電気代	利用者の電気製品持込による使用 (テレビ・電気毛布・電気シーツ・温冷庫)	1日50円
入院時等荷物預り手数料	入院時の荷物預り管理手数料 (介護保険で外泊加算の算定期間中を除く)	1日100円
嗜 好 品	食事以外で、希望されて個人別に楽しめる嗜好品(おやつ、栄養補助食品等)。	実 費
業者へ委託する費用	食事のデリバリー等	実 費
遺 留 品 処 分 料	衣類等の遺留品の整理費用	ダンボール1箱 1,000円
死亡診断書料	1部	6,600円
在園証明書	1枚	200円
生計同一証明書	1枚	200円

(3) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額を変更します。

(4) 施設は当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までにご利用者に通知します。

(5) 施設は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## (6) ご利用料の支払方法

ご利用料につきましては、ご利用月の翌月請求とさせていただきます。ご利用月の翌月に請求書を発行させていただきますので、請求書に記載されております、お支払日までに以下のお支払方法にてお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

### <銀行口座からの引き落とし>

ご登録いただきました銀行口座から指定日にご利用料金を引き落としさせていただきます。尚、口座登録に45日ほど時間がかかるため、初回の引落しは、2ヶ月分まとめて引落しになりますことをご理解・ご了承下さい。

## 5. 契約について

### (1) 契約の有効期間について

入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし入所要件を満たせば、自動的に更新します。

### (2) 契約の自動終了

以下の場合には連絡がなくとも契約は自動的に終了いたします。

- ①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活施設等へ入所した場合。
- ②介護認定区分が、非該当（自立）、支援となった場合。
- ③平成27年4月1日以降に入所された利用者で要介護1・2に変更になった場合。  
(※特例入所の要件に該当される場合は除く。)
- ④利用者が死亡された場合。
- ⑤サービス利用料金の支払2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。また利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ⑥利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。

## 6. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

法人の基本理念「和の精神と人間愛」、「人間の尊厳」に基づき、心豊かなゆとりのあるシニアライフの実現を共通目標としています。このため利用者の充実した日常生活がはかれる場として、家庭的な雰囲気にはたれるホームづくりを目指します。特に、一人ひとりのニーズに的確に応える個別処遇をすすめていくことに努めてまいります。

## (2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 9時より 18 時まで面会簿に記帳の上可能
- ・外出、外泊 事前に書面にて届けていただき、許可の上可能
- ・飲酒、喫煙 利用者の体調等を勘案の上、所定の場所で可能
- ・金銭、貴重品の管理 一定の条件にて施設代行
- ・所持品の持込 利用者占有スペース等の範囲にて可能
- ・施設外での受診 相談の上可能
- ・宗教活動 施設内の公共の福祉を損しない範囲で可能
- ・食べ物の持ち込みについては、フロアー職員に事前に必ず申し出てください。
- ・感染予防の為、風邪、インフルエンザなどに罹患されている方やその他体調がすぐれない方の面会をご遠慮頂いております。
- ・携帯電話につきましては、破損・故障等の対応については一切負いかねますのでご了承ください。
- ・ペットの施設内への入園をご遠慮頂いております。

## 7. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行なえるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

## 8. サービス提供の記録

- (1) 利用者自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (2) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。  
その場合複写に係る実費をいただきます。

## 9. 退所時の援助

- (1) 契約の終了により利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者がその後置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な援助を行います。

## 10. 秘密保持の厳守

- (1) 施設および職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

## 11. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者およびその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に容体の変化や事故が発生した場合には、医師に連絡する等、応急処置、および緊急受診等の必要な処置をこうする他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- (2) 身元引受人または、ご家族と連絡が取れない場合には、施設長判断でご利用者の安全を第一として救急対応または、入院対応を行う場合がございます。

### 第1 緊急連絡先

ふりがな 氏 名	
住 所	
電話番号	
メールアドレス	
続 柄	

### 第2 緊急連絡先

ふりがな 氏 名	
住 所	
電話番号	
メールアドレス	
続 柄	

## 13. 協力病院

名 称 多摩丘陵病院  
所在地 東京都町田市下小山田町1491  
電 話 042(797)1511

## 14. 非常災害対策

- 防災時の対応 自動火災報知設備、又は有人による119番通報、並びに避難誘導および和光園自衛消防隊による初期対応を実施
- 防災設備 スプリンクラー・非常警報設備(直接通報装置)・消火器・屋内消火栓・避難器具
- 防災訓練 防災訓練実施(毎月)(一部地震対策も含む)
- 防火管理者 福祉課 野際 雄一

## 15. サービスに関する相談、苦情

### (1) 当施設利用者相談、苦情担当

担当 生活相談員 介護支援専門員  
電話 042-374-2590

### (2) その他

当施設以外に、区市町村の相談、苦情窓口等でも受付けています。

多摩市 介護保険課  
電話 042-338-6901 (直通)

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談担当窓口  
電話 03-6238-0177

## 16. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人大和会
代表者役職・氏名	理事長 湖山 泰成
本部所在地・電話番号	東京都多摩市和田1547番地 042-376-3555

### 施設等

特別養護老人ホーム	(愛生苑・和光園)	2ヶ所
短期入所生活介護	(愛生苑・和光園)	2ヶ所
ケアハウス	(愛生苑)	1ヶ所
通所介護	(和光園ケアセンター)	1ヶ所
訪問介護	(和光園ケアセンター)	1ヶ所
認知症対応型通所介護事業	(和光園ケアセンター)	1ヶ所
居宅介護支援	(和光園ケアセンター)	1ヶ所
包括支援センター (多摩市西部地域包括支援センター)		1ヶ所
診療所	(和光園診療所)	1ヶ所
保育園	(やまと保育園)	1ヶ所
多摩市立第2小学校学童クラブ		1ヶ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設	所在地	東京都多摩市和田1532番地	
	名称	社会福祉法人 大和会 特別養護老人ホーム 和光園	印
説明者	所属	相談員	
	氏名		印

契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
身元引受人	住所		
	氏名		印